

知多北部広域連合に臨時的に任用された職員の分限に関する条例

(平成11年7月1日 条例第15号)

改正 平成28年2月26日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の2第2項の規定に基づき、臨時的に任用された職員（以下「職員」という。）の分限について必要な事項を定めるものとする。

(分限)

第2条 任命権者は、職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときでなければ、職員をその意に反して免職することができない。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 廃職又は予算の減少により過員を生じた場合
- (5) 天災地変その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となった場合
- (6) 刑事事件について起訴された場合

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。